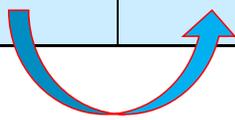


運動器機能向上サービス強化加算の1と2は、同一の利用者について、重複して算定することはできません。

A7のサービスの基本報酬に、従前の運動器機能向上加算は含まれました。

以下のとおり令和6年4月以降の基本報酬の単位を増し、運動器機能向上サービス強化加算を新設しました。

サービス提供種別	従前の運動器機能向上加算の包括化により増した単位数	従前の運動器機能向上加算	従前の運動器機能向上加算との差	新たな運動器機能向上サービス強化加算
(市) 通所型サービス費1 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	送迎の有無や提供時間数に応じて、 116～120単位増	225単位/月	<u>△105～109単位</u>	<u>125単位/月</u>
(市) 通所型サービス費2 事業対象者・要支援2 (週2回程度)	送迎の有無や提供時間数に応じて、 178～183単位増		<u>△42～47単位</u>	<u>65単位/月</u>



週1回と週2回で加算の単位数が異なるのは、この差額に対応するためです。

(週2回の方が基本報酬の増が大きいため、加算の単位数は週1回よりも少ない設定となっています。)